

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 様似町の人口構造及び産業構造

本町の人口は、昭和30年の約10,200人をピークに減少しており、平成30年3月末現在では人口4,352人で平成20年3月末5,479人と比較しておよそ2割(△20.5%)も減少している状況で、(住民基本台帳)人口減少に比例して高齢化とともに生産年齢人口も減少している。

高齢化率はこの10年で8.6%増加し(H17年国勢調査:27.6%、H27年国勢調査:36.2%)、逆に生産年齢人口は約3割(H17年国勢調査:3,439人、H27年国勢調査:2,432人)減少しており、生産年齢人口の減少が進む中、老年人口が急激に増えているのが本町の現状となっている。

本町は北海道の南東、日高管内の南東に位置し、町の総面積364.30km²のうち、ほとんどが丘陵地帯、中起伏山地からなっており、河川の流域と太平洋沿いに集落が形成されており、土地の利用状況としては森林が91.6%、農用地3.0%、宅地0.4%、その他5.0%となっており、産業構造としては、基幹産業である農業・水産業の第一次産業や多面的構造で成り立っている。

水産業においては、漁協などとともに日高昆布やマツブ、マツカワなどのブランド化に取り組んでいるものの、水産資源減少に伴い水揚量が減少しており漁家経営を圧迫。

農業については、軽種馬生産農家は戸数の減少や販売価格の低迷により、厳しい経営を強いられているが、酪農・肉用牛農家は、安定的な経営を行っており、イチゴ農家は戸数・生産額とも増加傾向にある。

商業については、第一次産業の低迷と大型店のある近隣町への購買力流出により、商業販売額は減少する一方となっている。

工業及び製造業は、工業事業所をはじめ食品製造事業所など15以上の事業所があり、町内産業で最も大きな売上高を占めている。

産業別就業者数については第3次産業(サービス業)が51.96%と最も高く次いで第1次産業(漁業・農業等)26.19%、第3位として第2次産業(建設・製造業)20.69%となっている。(分類不能1.16%あり)

※様似町の産業別就業者数(平成27年国勢調査より)

	就業者数	割合
第1次産業	609人	26.19%
第2次産業	481人	20.69%
第3次産業	1,208人	51.96%
分類不能	27人	1.16%
合計	2,325人	100%

※産業別付加価値額：割合（平成24年経済センサス）

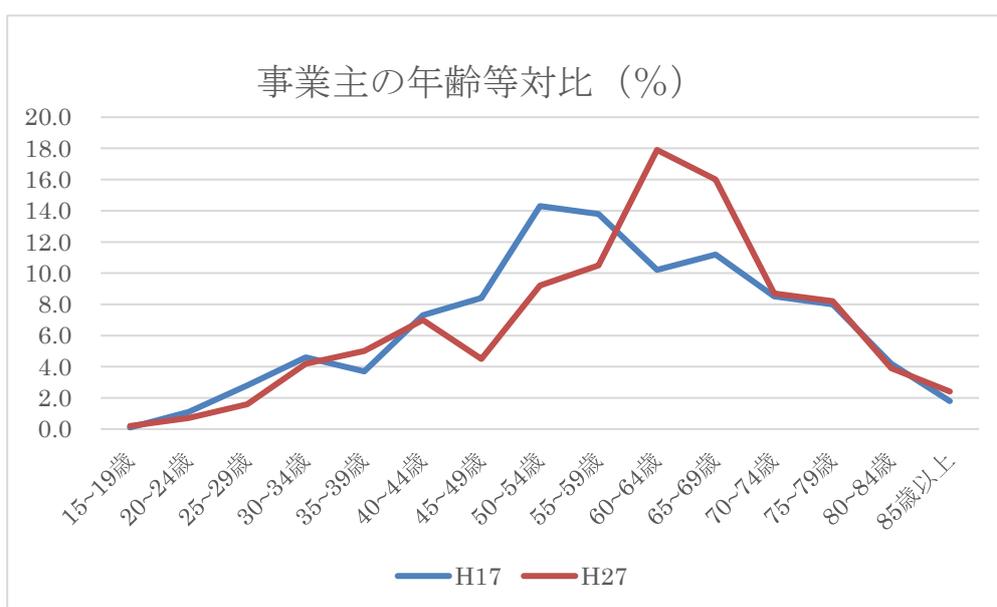
	付加価値額 (単位：百万円)	割合
農林漁業	655	11.1%
建設業	653	11.1%
製造業	2,101	35.7%
運輸業・郵便業	220	3.7%
卸売業・小売業	890	15.1%
宿泊業・飲食サービス業	129	2.2%
医療・福祉	416	7.1%
その他	821	14.0%

※製造業（35.7%）、卸売業・小売業（15.1%）、農林漁業、建設業（各11.1%）など各種産業により成り立っている。

※経済センサスにおける付加価値とは、企業等の活動によって新たに生み出された価値のこと。
 付加価値額：売上高－費用総額+給与総額+租税公課
 費用総額：売上原価+販売費及び一般管理費

② 中小企業者の実態等

町内の商工業者数は258件（個人事業者含む：平成28年商工会調）で、そのほとんどが中小の事業者であり、平成18年の調査と比較して96件の減少となっており、人口減少とともに町内商工業者数も減少し、高齢化による事業者の縮小や廃業も見込まれる中、商工会による各事業者の事業計画作成支援や事業承継診断などの支援により事業者の維持を図っているところである。



(2) 目標

本町内の中小企業においては、従業者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し付加価値を高めることで、新しい担い手にとって魅力ある業種となるよう発展を促してゆく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により、事業者の設備投資に対する支援をしてゆくことが必要である。

このため、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入による地域経済の発展を目指すものとし、計画期間中に新たに 4 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、多面的構造であり幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の地勢、集落及び土地利用形態においては、国道 336 号線の沿いに核となる市街地が形成され、当該市街地に人口が集中しており、そこで多くの小売業やサービス業、飲食業が営まれており、港湾周辺では水産加工、町の大部分を占める森林では、林業や鉱業（砕石加工等）が営まれるなど、町内全域に製造・販売を行う者が点在している。

以上のことから、町全域において生産性を向上させる必要があるため、様似町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業構造は、ひとつの産業に偏在していないことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、商品開発や自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネ推進等多様であるため、対象となる事業は労働生産性 3 % 以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間
国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人件費削減を目的とした取組みを計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。